

委員会提出議案第1号

中間市議会会議規則の一部を改正する規則

この規則を別紙のとおり制定することについて、議会の議決を求める。

令和5年3月23日提出

提出者 議会運営委員会委員長 柴田 広辞

中間市議会会議規則の一部を改正する規則

中間市議会会議規則（昭和42年中間市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第67条の見出しを「（電子採決システム等による表決）」に改め、同条第1項中「問題を可とする者を起立させ」を「電子採決システムのほか、問題を可とする者を起立させ」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の電子採決システムにより表決をとる場合は、問題を可とする者は賛成ボタンを、問題を否とする者は反対ボタンを押すものとする。この場合において、議長による採決の確定の宣告がなされたときに、賛成ボタンを押していない者の賛否は、否とみなす。
- 第73条ただし書中「起立の方法」を「電子採決システムのほか、起立の方法」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

中間市議会会議規則新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(電子採決システム等による表決)</u></p> <p>第67条 議長が表決をとろうとするときは、<u>電子採決システムのほか、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</u></p> <p><u>2 前項の電子採決システムにより表決をとる場合は、問題を可とする者は賛成ボタンを、問題を否とする者は反対ボタンを押すものとする。この場合において、議長による採決の確定の宣告がなされたときに、賛成ボタンを押していない者の賛否は、否とみなす。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p>(簡易表決)</p> <p>第73条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、<u>電子採決システムのほか、起立の方法</u>で表決をとらなければならない。</p>	<p><u>(起立による表決)</u></p> <p>第67条 議長が表決をとろうとするときは、<u>問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</u></p> <p><u>2 (略)</u></p> <p>(簡易表決)</p> <p>第73条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、<u>起立の方法</u>で表決をとらなければならない。</p>